

論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>(1) 大臣許可と都道府県知事許可とでは、許可基準や提出書類に大きな差はないと理解しているが、そのような理解でよいか。</p> <p>また、現行の許可制度における標準処理期間（大臣許可：120日、都道府県知事許可：概ね30日程度）は長すぎるのではないかと。新設する認可制度においては、認可基準をわかりやすい形にする、要件を極力形式化して審査を迅速・円滑に行うなどして、大臣認可・都道府県知事認可のいずれについても処理期間の短縮を実現していただきたい。</p>
<p>【回答】</p> <p>大臣許可と都道府県知事許可とでは、許可基準や提出書類に大きな差はないと承知しています。大臣許可は事業規模の大きさ故に審査に時間を要することが多いため、標準処理期間を120日として設定しているところです。</p> <p>新設を検討している事業承継の認可制度については、認可に必要な所要日数の見通しについて、承継前後で変更となった点のみ確認する制度を検討しているため、建設業許可申請の標準処理期間が大臣許可においては120日であることを念頭に置きつつ、手続に係る事業者負担を軽減する方向で、今後適正な処理期間を定めていきたいと考えています。</p> <p>都道府県知事許可申請については、都道府県標準処理期間を定めることとなりますが、ご要望を踏まえ、処理期間を適正に設定するよう都道府県に周知してまいります。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論 点	(2) 個人事業主にとって事業の空白期間が生じることは事業継続の大きな障害であり、先代の突然の死亡に伴い工事が止まる等、発注者にとってもマイナスの影響が生じることがあると考えられる。そのため、相続承継においては、承継者（例：子）は被承継者（例：親）と同様の事業を相続開始の時から切れ目なく行えるよう措置していただきたい。
<p>【回 答】</p> <p>依然として調整中ではありますが、ご指摘の制度について措置を可能とする方向で検討を続けています。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>(3) 相続承継において、相続の前後で大きな変更があるとは思えないものについては、確認事項・提出書類を更に簡素化できるのではないか。</p> <p>併せて、以下の点に対する考え方をご教示ください。</p> <p>①「住所、生年月日等に関する調書」における「賞罰」欄については、申請者に記載させるのではなく、行政庁から警察等に照会すれば足りるのではないか。</p> <p>②個人事業主の相続承継において、どのような場合に「使用人（支配人）」に係る情報を提出することとなると想定しているのか。</p> <p>③承継前に既に専任技術者となっていた承継者（例：子）が、被承継者（例：親）の事業を承継するような場合には、「専任技術者」に係る資料等の提出は不要となるとの理解でよいか。</p> <p>④相続承継において提出が必要とされている個人事業主の「貸借対照表」においては、どのような事項を記載することとなると想定しているのか。個人事業主が青色申告の際に提出する貸借対照表とは様式が異なるのか。異なる場合には、その理由についても教えていただきたい。</p> <p>⑤経營業務管理責任者や専任技術者の要件において、一定期間の実務経験等を要求しているが、その理由は何か。</p>
【回答】	
<p>① 「賞罰」欄は、秩序罰を含めて記載するため、照会先が多岐にわたり、行政庁からの照会を実現することは困難であると考えています。</p> <p>② 事業承継により営業所の代表者が変更になる場合、変更になる営業所の代表者について適格性や欠格要件を確認するため、情報を提出させることを想定しています。</p> <p>③ 貴見の方向で制度を構築できるよう、検討を行っております。</p> <p>④ 貸借対照表に記載する内容は参考資料（様式）をご確認ください。 本様式については、完成工事未収入金や未成工事支出金など、建設業独自の勘定科目があるため、青色申告の際に提出する貸借対照表と一部異なる様式となっております。 これは、建設業を適正に営むためには資材の購入や労働者の募集など、</p>	

着工に多額の準備資金が必要であることを踏まえ、建設業に特有の勘定科目を定めています。

- ⑤ 建設業は、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業とは異なる特性を有していることから、その適正経営を確保するため、建設業の許可に際し、建設業の経營業務について一定の経験を有する者を置くことを義務付けております。

一方で、本要件については規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において、「建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて検討」すべきとされ、現在事業承継規定や相続規定とともに、実務経験年数要件を廃止する方向で検討を行っています。

また、営業所専任技術者については、建設工事の適正な施工や、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者を置くこととしているものです。

この点、資格を持っていない場合は一定の実務経験を求めているところですが、土木施工管理技士や建築士などの資格を取得すれば実務経験を要求していないところです。

参考資料：建設業法施行規則様式第十八号

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日 現在

商号又は名称 _____

資 産 の 部

I	流 動 資 産	千円
	現金預金	_____
	受取手形	_____
	完成工事未収入金	_____
	有価証券	_____
	未成工事支出金	_____
	材料貯蔵品	_____
	その他	_____
	貸倒引当金	△ _____
	流動資産合計	_____
II	固 定 資 産	
	建物・構築物	_____
	機械・運搬具	_____
	工具器具・備品	_____
	土地	_____
	建設仮勘定	_____
	破産更生債権等	_____
	その他	_____
	固定資産合計	_____
	資産合計	_____

負 債 の 部

I	流 動 負 債	
	支払手形	_____
	工事未払金	_____
	短期借入金	_____
	未払金	_____
	未成工事受入金	_____
	預り金	_____
	引当金	_____
	その他	_____
	流動負債合計	_____

II 固定負債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

純資産の部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

△

※青色申告における貸借対照表

貸 借 対 照 表 (資産負債調)

(平成 年 月 日現在)

(平成二十五年分以降用)

●65万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	支 払 手 形	円	円
当 座 預 金			買 掛 金		
定 期 預 金			借 入 金		
そ の 他 の 預 金			未 払 金		
受 取 手 形			前 受 金		
売 掛 金			預 り 金		
有 価 証 券					
棚 卸 資 産					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建 物 附 属 設 備					
機 械 装 置					
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金		
工 具 器 具 備 品					
土 地					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。